

令和3年度「住むなら埼玉」移住総合支援事業  
業務委託仕様書（企画提案用）

1 委託業務名

令和3年度「住むなら埼玉」移住総合支援事業業務委託

2 委託業務の目的

埼玉県は、県全体では増加しているものの、圏央道以北の地域では人口減少が進んでいる市町村が多い。

一方、近年、東京都内から地方に向けた移住への関心が20歳代から40歳代の子育て世代を中心に高くなっている。

そのため、令和2年度は、その世代を対象に「テレワークするなら埼玉」をテーマに移住プロモーションを展開してきた。

令和3年度は、子育て世代のうち、起業等の自己実現型移住を希望する者（以下「自己実現型移住者」という。）を対象とし、プロモーションを実施する。

20歳代から40歳代の子育て世代のうち自己実現型移住者をターゲットに（以下、「ターゲット」という。）、圏央道以北の地域を中心とした埼玉県への移住に関するプロモーションを実施することで、移住相談件数の増加、最終的には埼玉への移住に結び付けることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和4年3月15日まで

4 委託内容

- ・ 移住して起業等をした先輩移住者や地域コミュニティの中心となって活動している人物（以下「キーマン」という。）を集めた交流会の実施。
- ・ 先輩移住者及びキーマンの活動状況並びに前項の交流会の状況を県ホームページ「住むなら埼玉」移住・定住情報内に設置するランディングページ（以下「県移住サイト」という。）及び県移住公式SNSで発信。
- ・ ターゲットと親和性が高い企業とのコラボレーションによるイベントの実施。
- ・ ターゲット向けツアー、相談会及びセミナーの実施。

なお、受託者は下記に掲げる各業務を実施するに当たり、本事業の目的を十分理解した上で進捗管理を行い、業務全般に統一感及び連動性を持たせること。

また、委託者と綿密に連絡調整を行いながら業務を実施するとともに、業務に支障が出ないよう必要な人員を配置すること。

業務実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に十分配慮すること。

(1) 委託項目

- ア 先輩移住者をつなげる（先輩移住者及びキーマンのネットワークの構築）
- イ 移住希望者を集める（企業とのコラボによるPRイベントの実施）

ウ 移住希望者を応援する（移住ツアー・相談会等の実施）

（２）企画提案に当たっての共通要件

上記（１）ア・イ・ウの項目を提案するに当たっては、下記の要件を満たすこと。

ア プロモーションの展開に当たっては、ターゲットに効果的に情報が行き届くように工夫を行うこと。

イ これまで本県の移住促進プロモーションで使用してきたキャッチフレーズ「埼玉物語」及び「saitama story」を使用すること。

ウ 県移住サイト及び県移住公式SNSを活用したプロモーションを実施すること。

エ 必ず事業参加者にアンケートなどにより意見等を把握し、フォローアップを実施すること。

オ プロモーションの効果として、県移住サイトのアクセス数の増加、県移住公式SNSのフォロワー数の増加、移住相談件数の増加、最終的には埼玉への移住に結び付けるよう工夫を行うこと。

カ 企画提案に当たっては、全体のスケジュールを提示し、実施するそれぞれの企画の目的及び効果について、数値等を用いるなど具体的に説明を行うこと。

キ 本プロモーションに関する費用は全て受託者が負担し、企画から実施、実施後のフォローまで受託者が責任を持って実施すること。

（３）先輩移住者をつなげる（先輩移住者及びキーマンのネットワークの構築）

ア 目的

県内各地に存在している先輩移住者やキーマンを顕在化し、同業種や同一地域でネットワーク化し、移住希望者の相談の受け皿となる体制を構築する。あわせて、先輩移住者及びキーマンの交流会の活動状況を県移住サイトや県移住公式SNSで発信することで、「先輩移住者が活躍する埼玉県」をアピールする。

イ 企画提案に当たっての要件

（２）に掲げる共通要件のほか下記の要件を満たすこと。

（ア）提案内容

- ・ ネットワークは圏央道以北地域で地域別に２地域以上、業種別に３業種以上構築すること。カフェ経営者、工芸品の製造・販売者、デザイナーとして活躍している者など、各ネットワークで中心となる先輩移住者もしくはキーマンのいずれかをネットワークごとに１人以上提案すること。
- ・ 例えばカフェ部、工芸部、秩父の会、比企の会等、想定されるネットワークや地域の名称もあわせて提案すること。
- ・ 先輩移住者及びキーマンの交流会については全６回以上開催することと

し、交流会ごとに目的やテーマを設定すること。

- ・ 先輩移住者及びキーマンのネットワーク構築に当たっては、先輩移住者の協力を得られるよう、交流会の開催方法や場所、テーマ等を工夫すること。
- ・ 先輩移住者及びキーマンの紹介や交流会の活動状況は、県移住サイトや県移住公式SNSで発信すること。
- ・ 広報に当たっては、ウェブ記事、県移住サイト、移住公式SNSのほか、各種媒体を通じ、ターゲットに広く直接的に届く効果的な広報を実施すること。

#### (イ) 留意事項

- ・ 交流会は実地での実施を基本とするが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン開催のプランも提案すること。

#### (4) 移住希望者を集める（企業とのコラボによるPRイベントの実施）

##### ア 目的

ターゲットと親和性が高い企業とコラボレーションをしてイベントを実施し、先輩移住者のライフスタイル、ワークスタイルの紹介、トークショー等により、埼玉での「自己実現型移住」をPRする。あわせて、電子パンフレット等を作成し、広く情報を発信することで、埼玉県への移住関心者を増加させる。

##### イ 企画提案に当たっての要件

(2) に掲げる共通要件のほか下記の要件を満たすこと。

##### (ア) 提案内容

- ・ 都内に店舗を有し、ターゲットと親和性が高い企業（以下「コラボ企業」という。）と協力し、都内店舗のイベントスペース等で移住先としての埼玉をPRするイベント（以下「移住PRイベント」という。）を実施すること。
- ・ 移住PRイベントの実施（集客及び開催結果等）に当たっては、コラボ企業のホームページや公式SNSでの広報も行い、コラボ企業の情報発信力を最大限活用すること。
- ・ 移住PRイベント時には先輩移住者やキーマンによる商品の販売やライフスタイル、ワークスタイルの紹介、トークショー等を行うこと。
- ・ 電子パンフレットは県移住サイトで公開するほか、イベント時に印刷し配布することを想定して紙媒体のパンフレットも作成すること。各パンフレットは表紙を含めて8ページ以上とし、内容は移住先としての埼玉県の特徴や先輩移住者の紹介、その他移住先としての埼玉県の魅力を盛り込む

こと。

- ・ 成果物として、電子パンフレットのデータ及び紙媒体のパンフレット 300部を納品すること。
  - a 電子データ：電子データ（PDF及びAi）をCD-ROMで納品すること。
  - b 紙パンフレット：冊子、B5版、4色刷、表紙・本文共に両面刷り、8ページ以上、上質紙、並製本（中とじ）

#### （イ）留意事項

- ・ 移住PRイベントは、実地での実施を基本とするが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン開催のプランも提案すること。

### （5）移住希望者を応援する（移住ツアー・相談会等の実施）

#### ア 目的

先輩移住者が案内をする移住体験ツアーや移住相談会を実施することで、「移住者にやさしい埼玉県」をPRし、移住者の増加を図る。

#### イ 企画提案に当たっての要件

（2）に掲げる共通要件のほか下記の要件を満たすこと。

##### （ア）提案内容

- ・ 移住希望者が魅力的に感じる移住体験ツアーを企画し、1回以上実施するとともに、その様子を県移住サイト等で発信すること。起業・移住相談会及び移住セミナーを全5回実施すること。
- ・ 移住体験ツアーの実施に当たっては、先輩移住者を案内役として参加させること。また、埼玉県での暮らしを体験するため、市町村の有する移住お試し住宅や先輩移住者の経営する民宿等を利用した宿泊を伴うツアーも検討すること。
- ・ 1回の移住体験ツアーの参加者は1組（子育て家族等）とし、ツアーの様子は撮影、編集の上、後日県移住サイト等で動画として公開すること。
- ・ 起業・移住相談会及び移住セミナーにおいては、先輩移住者が相談役、ゲストスピーカーとして参加すること。

##### （イ）留意事項

- ・ 移住体験ツアーは、実地での実施を基本とするが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン開催のプランも提案すること。
- ・ 起業・移住相談会については、埼玉県が参加する予定の「ふるさと回帰フェア」や「JOIN移住・交流&地域おこしフェア」内において、移住セミナーについては、埼玉県が実施するセミナーと連携して行うことがで

きるものとする。

## 5 実施結果報告書

受託者は、委託者へ業務完了報告書を提出するときは、これに併せてプロモーション実施の具体的内容及び成果等について記載した実施結果報告書を作成し提出すること。なお、成果については、数値等できるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

## 6 委託業務実施に当たっての留意事項

### (1) 第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

### (2) 委託業務に関して知り得た秘密

委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

### (3) 個人情報の取扱い

委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

### (4) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

### (5) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

### (6) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。

ただし、受託者の所有する写真又は動画を構成する映像の素材についてはこの限りではないが、委託者が行う移住に関連する事業において使用する場合は、別途協議を行うものとする。

### (7) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」と

いう。)が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(8) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

(9) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。